

第1回 東京都地域活動に関する検討会
議事要旨

平成30年7月4日（水）

東京都消費生活総合センター 教室Ⅰ・Ⅱ

午後 13 時 16 分開会

○小林地域活動推進課長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから、平成 30 年度第 1 回目となります、東京都地域活動に関する検討会を開催いたします。

皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局を務めております、東京都生活文化局都民生活部地域活動課長の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、座らせていただきます。

冒頭ですけれども、会議の公開について申し上げます。本日の検討会でございますけれども、お手元の資料 1 にございます、東京都地域活動に関する検討会設置要綱に基づきまして設置されておりますが、検討会の設置要綱第 8 によりまして、本検討会は公開とさせていただきます。御異論がなければ検討会の議事録も公表させていただくことを御了承願います。

なお、前回の議事録につきましては、東京都のホームページに既に公表されておりますので、よろしく願いいたします。

それではここから、検討会設置要綱第 5 第 2 項によりまして、本検討会の座長を務めます、生活文化局都民生活部長の山本が進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは部長、お願いします。

○山本座長 東京都生活文化局都民生活部長の山本でございます。本日は皆様、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

一応、検討会の座長ということでございますが、座長というよりも進行役ということで進めさせていただきたいと思っております。これ以降は座って進行のほうをさせていただければと思っております。

本会は、東京の抱える様々な課題を解決するために、各町会、自治会の連合会の皆様と行政区域を越えて、都の行政課題や、皆様の取り組みを共有するとともに、意見交換などを行っていくことを目的に、平成 29 年 3 月に設置されたものでございます。本日も忌憚のない、活発な御意見をいただければありがたく存じます。

それでは次に、配付資料について事務局から確認をお願いいたします。

○小林地域活動推進課長 それでは、お手元の資料を御覧ください。

まず最初に次第がございまして、資料 1 としまして、東京都地域活動に関する検討会設置要綱がついています。そのあと、資料 2 としまして、検討会の委員の名簿となっていま

す。それから資料3としまして、本日の検討会の座席表がついています。そのあと、資料4としまして、この検討会に先立ちまして、皆様に事前アンケートをお願いしました。その様式がついています。そのあと、資料5としまして、後ほど御説明いたしますが、事前アンケートの集計結果について取りまとめたものでございます。配付資料については以上です。

それから、参考資料としまして、別途お配りしているものがございます。1といたしまして、東京都生活文化局広報聴部から資料が2点ありまして、「会員名簿を作るときの注意事項」、それから個人情報保護制度に関するパンフレットが一部ずつあります。そのあと、大田区から御提供いただきました、個人情報保護ハンドブックがついています。そのあと3番目に渋谷区から御提供いただきました、個人情報取扱方法に関する資料が一枚ついています。そのあと、4番目に、豊島区から御提供いただきました、「豊島区町会連合会個人情報取扱規定」がついております。5番目といたしまして、荒川区から御提供いただきました、「個人情報保護に関する手引き」が一部ついています。

最後に、八王子市から御提供いただきました、「八王子市町会・自治会運営ハンドブック」の増補版として、個人情報取扱に関する資料がついています。資料は以上でございますが、過不足等ございましたら、お知らせ願います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは座長、お願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

次に新任の、新しく今回から参加される委員について御紹介をさせていただきます。7名の方が交代になっております。本来であれば、お一人お一人御紹介をさせていただくところではございますが、時間の都合もございますので、今お手元の資料2の委員名簿の米印のついているところが今回新しくなられた委員の方でございます。それから、本日は9名の区市の方が御欠席の御連絡をいただいております。立川の萬田会長はちょっとおくれて出席ということでございます。

それでは本日の次第に入らせていただきたいと思います。議題の1番としまして、本日のテーマですが、個人情報の取り扱いについてということでございます。

町会・自治会活動の中で個人情報が必要な場面としましては、加入促進でありますとか、名簿の作成、災害時の要配慮者・要支援者の把握など、さまざまな場面が考えられるわけではございますが、今般、個人情報保護法が改正となりまして、平成29年の5月から町会自治会もその法の適用ということで、その取り扱いがさまざま定められてきているところで

ございます。

本日は生活文化局の広報広聴部のほうで、この個人情報保護については、担当しておりますので、情報公開課のほうで、少し説明をしていただくようなことで準備をしております。個人情報の取り扱いについて、特に会員名簿をつくる時の注意事項について資料に沿って御案内をさせていただこうと思っております。情報公開課の本日、森課長代理と平松主任が来ておりますので、冒頭少し、10分ほどで説明をさせていただきたいと思えます。

それではよろしく願いいたします。

○森課長代理 はじめまして、私、生活文化局広報広聴部情報公開課の森と申します。

○平松主任 同じく情報公開課の平松と申します。

○森課長代理 よろしく願いします。では、着席にて説明させていただきます。

私どもは、情報公開課という部署で、東京都個人情報の保護に関する条例を所管してございます。こちらの条例は、都庁でお預かりしている個人情報に関する規則となっております。自治会の皆様の情報などにつきましては、個人情報保護条例ではなく、個人情報保護法というルールに即って個人情報を適切に扱っていく必要がございます。

個人情報保護法につきましては、個人情報保護委員会という国の機関が所管しております。今回用意させていただいたパンフレットも二つございまして、一つは個人情報保護委員会が出したもので、もう一つの分厚い色刷りのパンフレットにつきましては、私どものほうで個人情報保護制度について皆様に御理解いただくために用意したものでございます。

今回は時間も短いので、自治会・同窓会向け会員名簿をつくる時の注意事項という、個人情報保護委員会の作成した資料をベースに、適宜その他の資料などを参照しながら駆け足で説明したいと思いますので、どうぞよろしく願いします。

では、会員名簿をつくる時の注意事項という資料をお開きください。こちらに基本的なルールが書いてございますので、かいつまんで御説明差しあげます。こちらの資料は左上から下、それから右上、右下という順番でページが続いており、まず、個人情報保護法の改正というところです。先ほど山本部長からも御案内がありましたとおり、昨年5月に全面施行された個人情報保護法により、今まで自治会などは対象外だったところ、改正後は個人情報保護法が適用されることになり、皆様も個人情報を取り扱っている事業者という扱いで、法を守って個人情報を扱っていく必要が出てきました。

基本的に、今までも正しく取り扱っていただければ、問題が出ることはないのですが、やはり世間も個人情報に対する意識というのが非常に敏感になっておりますので、そ

れについては正しい御理解のもと個人情報を扱っていただき、各住民の方に御説明などしていく必要があると考えております。

次のページの下の部分をご覧ください。個人情報を集めるときや、保管するときのルールとしましては、大きく分けてこういった四つのものがございます。

まず、情報を集める前で、利用目的の特定があります。個人情報は必要最小限の情報を保有すべきですので、まず、何のためにこういった情報が必要なのかというのをよく見きわめていただく必要がございます。そして、実際に集めるとき、ステップ②のところで、利用目的の通知・公表とありますけれども、個人情報を御本人から取得する際には、利用目的を明示する必要がございます。もし、紙などで取得する場合につきましては書面に利用目的を明確に書いておく必要があります。そして、保管しているとき、実際にいただいた後のことですが、集めた個人情報の漏えい防止に関して適切な措置を講じる必要がございます。例えば、会員名簿を作成して配布する場合などにおかれましても、事務局で、例えば施錠して個人情報の書かれている書類を保管することや、むやみにコピーをしないなど、ちょっと必要だからということで皆さんがお持ちになってお家に持って帰ったりしてしまうと、何かの間違いで紛失してしまった場合、たった一人の間違いが自治会の大きなミスになってしまいます。名簿の配付先の会員に対しては、盗難、紛失、転売をしないように注意を呼びかけることや、大事な情報を持っているという意識を皆さんにお持ちいただくように、啓発の意識を持っていただく必要がございます。

そして、四つ目です。お持ちになっている情報については、個々人の方からその情報が間違っている、変わった等で訂正をしたいという旨の申し出があった場合については速やかに対応する必要がございます。

例えば、先ほどの取得するタイミングで、相手側にお渡しする、取得した方にお渡しする書類の中に、利用目的を通知するのであれば、そのときに一緒に、訂正をしたい場合については、こういうところに問い合わせてくださいと、連絡先を明記しておけば、そういう準備が自治会にあるということを明示できまして良いと思います。

以上を、保管するときのルールとして気をつけていただきたいと思います。

そして、次の右上のページをご覧ください。第三者に提供するときのルールと書いてありますが、例えば自治会の場合でよくあるのは、会員名簿をつかって配布する場合です。こういったときは、やはり本人の同意をした上を配布するというのが基本でございます。もちろん例外事項として、下に1、2、3ということで、こういった場合については例外

ですけれども、基本、普通に使用される場合につきましては同意が必要ですので、同意を得た上で提供を行うようにしていただきたいと思います。

それから、提供を行った場合は提供先などを記録し、一定期間保管すると書いてございます。何を記録するかと具体的に書かれているのが、私どもでお作りしている個人情報保護制度のパンフレットの5ページ目を御覧いただけますと、個人データの提供を行う場合、受ける場合の記録義務とありまして、受け取る場合と、逆に提供を受ける場合、この後御質問にお答えするときに見ていただこうと思っていたんですけれども、提供する場合については、こちらのA団体側の緑色の情報を必ず記録して持つておく必要があります。その逆で、受け取る場合につきましては、下の青色の、いつ・誰の・どのような情報を・どこから取得し、取得経緯は適切か。こうした情報を確認するというのが、個人情報を持つている事業者の責務として必要となってきます。この部分は、改正されてから初めて出てきたことですので、もともと事業者として個人情報を扱っていた方に関しても新しい概念ですので、気をつけていただきたいと思います。

それから、記録義務の次に、委託先の監督とございます。委託先、名簿の印刷を業者に委託するときがあると思うんですけれども、その際に委託した場合につきましては、基本的に自治会のルールをしっかりと、その委託先にも守っていただくとともに、自治会ではその委託先が適切に管理できているか管理する責任がございます。

具体的にどういうことを確認すればいいかということですが、こちらは、大田区のハンドブックに非常にわかりやすく書いているので、こちらの8ページを御覧いただけますでしょうか。

一番上のQ1のところ、会員名簿の印刷を委託するときに注意点があれば教えてくださいということで、こちらのアンサーの部分が非常に実務的にわかりやすくまとまっております。委託先をしっかりと選ぶこと。それから安全管理措置を契約内容に盛り込むこと。それから、ちゃんと遵守されていることの確認を行うこと。そして、その委託の完了後に個人情報に委託先で必ず返却されて消去されて、委託先にも何も残っていないということを確認するという4点が非常に重要でございます。

最近ですと、年金のデータを委託したところが中国に再委託していて、その情報が漏れてしまったという問題があったと思いますが、委託先の管理というのは、例えば再委託を禁止するなどを契約に盛り込むという対応が必要となり、委託先に渡したからその後は大丈夫、ということではなく、自分達がお願いした情報をしっかりと守っているか監督するこ

とも、委託元側の義務ですので、そのあたりについてもしっかりチェックしていただく必要がございます。

結局、年金についても委託先ではなく、やはり委託元であった年金機構が責められることになりました。情報を持っている委託元が最終的に負いますので、そのあたりにつきましては、十分御注意いただければと思います。

そしてその下の4ページ目のところですね、個人情報に関するQ&Aというのがございますが、こちらを参考に見ていただきたいと思います。ただ、こちらの上から2番目と3番目のQ&Aのところは正直微妙な答えだと思っております。どうしてかと申しますと、こちらに関してはアンサーの中で、利用目的の範囲内で取り扱うのであれば、特段何か行う必要はないとか、初めに取得するときに利用目的を伝えているし、第三者提供について同意を得ていると思われるので、改めて何かを行う必要はないと、そのように書いているんですけども、大事なのは、保護法に触れていないから取得ができるというものではなく、個人情報がございます。法を仮に守っていても、やはり人の気持ちとして、やっぱり嫌だという方はおられるんですね。私どもも、個人情報の相談の窓口を設置しております、そこにも日々御連絡を頂戴するんですけども、そういったときにも、よく皆様が初めに訴えられるのは、この取得の仕方は違法なんじゃないか、違法に取得されたと思うなど、そういった訴えでお電話されてくる方が多いんですけども、実際のところ、お話を伺うと、法には触れていないケースがほとんどでございます。けれども、そうやって電話を掛けてこられた方は不安に思われて、かけてこられております。

やはり、個人情報を扱う事業者としましては、法を守るのはもちろん大前提ではあるんですけども、その目的などを必ず丁寧にお伝えして、納得した上で個人情報を提供していただく、それを適切に管理して使う、そういったことが必要です。もちろん何か苦情があった場合については基本的には、法に触れていないですというこの説明をしていただければ、適切に守っていればご納得いただけることが多いと思うんですけども、その目的を理解して納得いただくというのが重要かと思っておりますので、そういった説明というのも、ときによっては必要だということをお留意いただきたいなと思っております。

次に、今回事前にアンケートをお送りさせていただいた中で御質問を頂戴しておりますので、そちらについてお答えさせていただきます。

御質問いただいたことが2件ございます。一つ目は、市からの受託事業で注意点があれば教えてほしいというお話がございました。二つ目は、町内会・自治会会員名簿を広告会

社に委託して作成する場合の注意点を知りたいという2点の御質問を頂戴しております。

一つ目につきましては、市からの受託事務ということでありまして、市のルールを受託している自治会でも守る必要がございます。皆様はもともと、独自に事業をされる場合については保護法を守る必要があるんですけども、市からの受託事業の場合は、市の定めている個人情報保護条例がありますので、そちらをお守りいただく必要があります。条例と法というのは、それぞれ個別に制定されているので、扱いがまれに違う場合というのがございます。ですので、その違いにつきましては、やはり委託を受けている、委託元の自治体の個人情報のルールについてお伺いいただく必要がございますので、そちらを守っていただくというのが注意点になります。

こちらは、それぞれの区市町村で個別に制定されているので、例えば隣の区市町村であればまた別の条例がありますので、そのルールというのは個別につくっているもので、おおむねの考えは一緒であっても、多少扱いに違いがある場合もございます。そのあたりについては役所にお伺いいただき、確認した上で正しく管理していただければと思います。

それから二つ目の御質問の、広告会社に委託して作成する場合の注意点ですけども、先ほどのパンフレットの3ページ目のところで御説明しました。委託先にやっておいただく場合についても、管理する義務というのが自治会に残っておりますので、それをしっかりしていただく。具体的にどういうことをすればいいかという、大田区のパンフレットを参照して恐縮ですけど、こちらの8ページに書いてありますとおり、しっかり選定するか、安管措置を取るか、それをちゃんと遵守されているか確認するか、そういったことが必要となってまいります。それぞれの地域の皆様からいただいた大切な情報ですので、間違いなく、事故などないようにしっかり扱っていただけるように御留意いただければと思います。

あと最後に、繰り返し申し上げさせていただきたいのは、法改正後は、皆様自治会におかれましても、個人情報を取り扱う事業者となりましたので、自治会の所属している会員の皆様にもそのルールというのをしっかり理解して守っていただく必要がございます。ですので、皆様が御理解いただいているだけではなく、自治会の皆様一人一人にも御理解いただくように意識づけを行っていただきたいと思いますし、個々の方たちには、自治会として取得しているということで、それぞれの情報を集めるときは、丁寧に説明していただくようにということで、皆様のほうで御理解をいただけるようにしていただければと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山本座長 どうもありがとうございました。

事前のアンケートであきる野市さんからいただいた御質問についても御説明の中で答えさせていただきましたけれども、よろしいでしょうか、今の説明でわかりましたでしょうか。

あとは、この今の説明の中でも結構ですし、何かわからない点とか、聞きたいことがもしございましたら、この場でお答えできる範囲で答えていけるとと思いますが、どなたかございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○昭島市 昭島市の中島です。

この法律自身がどういうことを目的にしてつくったのかというのがよくわかっていません。要するに、この個人情報とかそういうのを厳しくすればするほど、個々を大切にするでしょう。そういう人たちをまとめていこうとしているじゃないですか。そうしたときに、こういうのが厳しくすると、どんどん個々が分団して、隣のつき合いとかそういう、いらないんじゃないかと。やったらむしろ法律に抵触するんじゃないかと。そういう危機感を持つ人も。だから、その法律が持っているもとの本質があったと思うんですけど、それをお聞きしたいです。

○森課長代理 今おっしゃったことというのは、恐らく全ての自治会の皆様が思っいらっしゃることかと思います。もともとの自治会の経緯を思うと、個人情報保護法というのは真逆の方向で、抑止するような仕組みになっていて、それが障壁になって情報を集めにくいとか、そういった不都合はたくさん起こっているだろうと思います。

もともと個人情報保護法の成立のもととなっているのは、やはり欧米の考え方で個人情報は自分のものという考えがあり、それを適切に守る仕組み、受け取ったときはしっかり管理してくださいとか、もし直したいときは直せるようにしてくださいとか、そういった自分自身が相手に預けている個人情報をコントロールできる、そういう権利を保障しているといった考えで個人情報はつくられています。

ですので、おっしゃる問題というのは、今の時世では厳しくなればなるほどより一層集め辛くなってしまふところがあると思うんですけども、正直、個人情報を提供したくないという人について、いただくことは難しいですので、個人情報の利用目的をしっかりと明確にさせていただいて、必要最低限の情報なのかというのを改めて見直していただいて、それが本当に目的に対して必要最低限のものであれば、利用目的を御説明して納得いただければ情報は頂戴できると思うのです。

逆に、それでも嫌という方については取得することはできないかなとは思いますが、もともと皆を助けるために設立された組織としては、非常に矛盾を感じられるところだと思いますが、説明を丁寧にしていく、今まで以上に。それから、必要ではない情報はないか、というのを改めて確認いただいて、御理解いただくしかないのかなと考えております。

○昭島市　そういう自分の生きてきた経歴だとか、そういう情報自身も自分のものだと思っている。だから、それを守るといふか、財産の一部だというような感じがある。だから、ちょっと日本の文化と入れないところがあるかもしれないですよ。本当に。それは少し運用で知恵を出してカバーしていくぐらいのところなんではないでしょうか。わかりました。

○山本座長　どうぞ。

○豊島区　豊島区の田中と申します。

我々にこの個人情報の保護法を厳しく取り締まれというようなお言葉だと承っておりますけれども、大体行政そのものが、住民基本台帳の閲覧をそんなに厳しくチェックしてないんじゃないかと。それを心配して、どういう人の場合でも、成人式、あるいは新入学児童のお祝いとか、ランドセルだとかというようなことに関して、かなり皆さん方のところにダイレクトメールが送られたりしている部分がある。これは、いわゆる私の区だけなのかもわかりませんが、閲覧そのものがチェックが甘いんじゃないか。むしろ、もっと行政のほうがかえって厳しく、もうちょっと我々に要求するならば、もっと自分のほうから、もっとすばらしい個人情報の基本条例を守っていただくようなふうを考えていただきたいと私は思います。いかがでしょうか。

○山本座長　大丈夫ですか、答えられますでしょうか。なかなか難しい。

○森課長代理　住基基本台帳法の11条2号第1項の件でございますので、これについては私達では余りお答えはできないんですけれども、閲覧の判断については、区市町村で判断をしており、内容によっては、判断の差は出てくることはございます。

○平松主任　基本的に住基の閲覧については、今総務省では統一的な運用というのを周知しているところです。以前は、住民基本台帳法は、むしろもう少し緩やかで、今は基本的に非公開、かなり限定的なときでしか閲覧できないようになっていくというふう聞いています。一方で、今おっしゃっていただいたランドセルのダイレクトメールが住民の人に送られてくるということについて、漏れている所が役所なのではないかというお話だったと思うんですけれども、どちらかというと、個別に集めた事業者、これが根深く、よく相談であるんですけれども、本人は余り自覚していないまま、合法的に事業者が集めた個人

情報が実は流通しているということが結構多く、それを今回一つ対処するという事で、個人情報保護法が改正されたのがあります。

冒頭申し上げた、自治会・町内会にもこの義務がかかってしまっていますが、冒頭森のほうから御説明いたしました、東京都でつくっている冊子で5ページに書いています記録義務です。これは、そういう意味ではもろ刃の剣になってしまっているわけですが、今まで個人情報を渡すとき、もらうときというのは、こういった記録義務はなかったんですね。これは今回、町会・自治会にもかかっている義務ですけれども、今申し上げたダイレクトメールを送りつけてくる業者に対しても、もちろんかかっている義務なんですね。そうすると、今までよりは、無下に個人情報が流通していたのを、これで一応防ぐということで、いつ、どこで、もし流通したらあのときに渡した情報がここに行っているという、記録を法律上取らなくてはいけなくなって、そういう意味では重ね重ねですけど、もろ刃の剣。町会自治会の皆さんにもかかってしまう義務なんです。そういう個人情報を取り扱っている事業者の人にもこれから義務としてかかっているということで、全体的に保護のレベルを上げていこうと、そういった取り組みになっているということでございます。

○豊島区 会員名簿についていろいろ厳しいことをおっしゃっていますけれども、我々に要求するならば、その業者あるいは区市町村を、その方たちにも厳しい指導をしていただくようにしていただかなくてはいけないと思いますけれども、その点はどのようにされているのか御説明いただけませんかでしょうか。

○平松主任 改正個人情報保護法が始まって、保護のレベルを今、上げている中ということで、今後、保護のバランスというのは、もちろん担保していくというふうになってございます。

○山本座長 よろしいでしょうか。

それでは、一応このところは終わりにして、次のほうに時間もきておりますので、進めさせていただければと思います。事前にアンケートをとらせていただきましたので、そのアンケートの内容について事務局のほうから説明をさせていただきます。5分ぐらいで手短にお願いします。

○小林地域活動推進課長 それでは資料5を御覧ください。事前アンケート集計結果でございます。

おめくりいただきまして裏面ですが、1としまして、改正後、個人情報に関して町会・自治会の活動で変わったことをお聞きしました。今回、全体ですが、35の連合会の皆様か

ら御回答いただきました。短い間でアンケートに御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

1番ですけれども、35件中、変わったことは特になし・把握していないと御回答あったのが15件でございます。うち、従来から取り組んでいるので特に変わらないというコメントが2件ございました。また、変わったことがあったということが20件ございまして、内訳としまして一番多かったのは、個人情報保護に関する意識が高まったというのが14件でございます。同時に、苦勞がふえたとかですね、個人情報の取り扱いに不安があるといったコメントが2件ほどございました。以下は御覧のとおりでございます。

次に、2番といたしまして、改正後、個人情報の取り扱いについての周知をどうされたかということをお聞きしています。

特になし・以前から周知済みというのが8件ございました。それから、改正にあたって周知したというのが27件ございまして、これは複数回答でございますけれども、会長会議等の場で周知又は資料配布をしたというのが16件、町自連又は区市町村の作成した手引で周知をしたというのが17件ございました。以下、説明会等を実施されたところも5件ほどございました。

3番でございます。個人情報についての取り組みをお聞きしました。35件中、特になしとか把握していないという回答が8件です。それから、取り組みを行ったという回答が27件ございました。取り組みを複数回答でお聞きしましたところ、個人情報は施錠管理を徹底するといったところが7件、それから名簿の取り扱いを制限、用途を制限、限定して提供や掲載項目を減らす等に取り組んでいるところが7件、それから手引の作成が6件、以下御覧のとおりでございます。

最後に4番目といたしまして、個人情報保護に関することで、困ったことをお聞きしております。35件中でございますが、特になしとの回答が11件、困ったことがあるというのは24件ございました。

主な内訳でございますが、やはり名簿の作成が非常に困難だというのが9件の御回答です。ほか、町会・自治会等での入学祝金とか、敬老・新成人の祝金等の事業が実施しにくいという、事業の実施の件が6件ございました。

その他ということで、いろいろ意見もございました。会員また役員の方が個人情報保護に過敏に反応するといったところでありまして、個人情報に関する取り扱いの定め方のひな型がないでありますとか、転入者に関する加入促進がしにくいといったような意見等

がございました。以下、意見については御覧のとおりでございます。

最後になりますが、今まで申し上げたことを含めまして、全て 35 団体について、取り組み内容を集計したものが、一番最後の表についてございます。個人情報保護に関する手引といたしまして、行政等が作成した手引の配布を行ったのが 10 団体、それから連合会のほうで手引を作成していただいたところが 7 件、それから町会・自治会運営マニュアルの改正を行ったのが 3 件、それから説明会・研修会を実施したのが 10 件、規約の改正が 4 件、個人情報保護取扱規定等の作成が 3 件、加入申込書の改正を行ったのが 1 件といったような取りまとめになっております。

アンケートの説明は以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

今のアンケートの、集計結果でございますけれども、今までの御意見の中でもありましたが、個人情報に対する意識がすごく敏感になってきているということでしょうか、高まってきていて、よく事業者の大規模な流出なんかがありますので、敏感になっている方が、住民の方が今多くなっているというふうなアンケートの中でも出てきておりますけれども、先ほどの情報公開課からの説明もありましたが、ルールどおりやっていたら個人情報を扱うことは法的には問題ないということになりますので、そういう敏感な方にもちゃんと決められたルールでやっていますよという説明をしていくことが個人情報を集めていく上でも、使っていく上でも大切になってきているのかなというのをちょっと感じたところでございます。

このアンケートにもありましたけれども、個人情報保護法の改正に伴って、いろいろ取り組みをされているということで、御回答をいただいておりますので、本日は資料の御提供をいただいております。先ほど参照していただきましたけれども、幾つかハンドブック等がございます。

平成 28 年だったと思いますけれども、割と早い時期に新宿区さんの連合会さんのほうでハンドブックを作成されて、都町連に出られている方は覚えていらっしゃるかもしれませんが、そこで御紹介いただいたことがございます。それがきっかけとなったんだと思うんですけれども、こういう形で幾つかの連合会さんでハンドブックの改正が進んでいるということでございますので、本日は少し、その辺の取り組みについても、せっかくですので、共有する場になればいいかなということで、資料を提供いただいております。

大崎相談役のほうから何か一言ございますか。

○東京都町会連合会 私が会長の時代ですね、個人情報というものはこれから問題になるんじゃないかということで、わかる人に、じゃあ一応この専門の人に資料を書いていただいたということが発端なんです。

余り我々はそういうことは、詳しいことはわからないけど、そういうことで、これからそういう個人情報というのはいろんな意味で、町会にしても何に名簿をつくるにしても、いろいろな二言目には個人情報ということと言われるもので、じゃあ一つ、手引ではないけど、そういうものをつくったらどうだということで、新宿区に私がそういう提案を出して、平成27年ですか、つくらせたということで、それが最初からわかっていれば立派なこのぐらいの本でつくったんですよ。だけど、これは事務局がきょう来ていますけど、ちょっと。説明してくれる。

○新宿区（事務局） 新宿の事務局でございます。

個人情報保護法が改正されるに当たって、27年に東京都の底力の助成金を使わせていただいて、冊子をつくらせていただきました。もう在庫がなくなってしまってますね、他の市区町村からもいただきたいというようなお話も頂戴してお配りしていたところでございます。新宿区ですね、町会連合会で、新宿イレブンというホームページを立ち上げてございます。そちらのほうに今回、さっき会長からお話がありました個人情報保護法のパンフレットについてはデータでのっけてございますので、ぜひよろしければそちらのほうで御覧いただければと思います。

○山本座長 どうもありがとうございます。

本日はちょっとお配りできないのが残念なんですけれども、ホームページのほうで御覧いただけるということですので、もし御関心のある方は見ていただければと思います。

今日、お配りさせていただいている資料、ちょっと簡単に御紹介をまずさせていただきます。最初は、大田区の連合会のほうでつくられたハンドブックですけれども、先ほども情報公開課からの説明でも見ていただきましたけれども、めくっていただきますと、個人情報保護のこちらのほうですね、法についての説明が最初ございまして、2ページから周知について、周知と、同意をとることについての説明がございます。3ページの下には、入会申込書の様式ものってございます。4ページには管理体制ということでの説明が載っております。6ページになりますと、名簿の作成・配付のポイントということで説明が載っております。8ページが、先ほど見ていただきましたけど、Q&Aで、名簿の印刷を外部に委託する場合ですとかのQ&Aが載っているというような構成になってござ

います。

それからもう一つ、ちょっと駆け足で恐縮なんですけども、荒川区の連合会からも御提供いただいております。「個人情報適正管理の手引書」ということで、ちょっと分厚いものがございますけれども、こちらもちょうと御覧いただければと思います。めくっていただいて2ページのところで、改正の3つのポイントということで、通知、同意、管理体制ということで、それぞれ三つについての説明が、3ページ以降ずっと続いてきております。

4ページが通知、6ページが同意、8ページが管理体制というふうになっております。

この手引の特徴と思うのは、12ページのところを御覧いただきますと、自主防災と個人情報という題になっておりまして、防災組織における個人情報のことが少し書かれているのが特徴になるところだと思います。14ページには、災害時に備えた名簿の作成ということが書かれてございます。あと最後のほうには、同じようにQ&Aが載っているというふうな形になっております。

それからコピーになるかと思いますが、八王子市の連合会のほうでつくられております、「町会・自治会運営ハンドブック」というのがございまして、これの改訂版というか増補版で平成29年に個人情報の取り扱いというのをつくられておりまして、めくっていただくと14ページのところで、個人情報の取り扱いについてポイントを絞って、14ページのところは四つのポイントで説明がされております。

また、めくっていただいて、16ページを見ていただくと、名簿を作成するとき何に気をつけたらいいのかということで、載っております。18ページあたりでは個人情報の収集について、それから名簿の利用方法についての記載が載っているというふうなところでございます。

それからあと、1枚ものになりますけれども、渋谷区の連合会でつくられている個人情報取扱方法という標準フォーマットをご提供いただいております。こちらの中では、4条のところでは個人情報の取得方法について、6条で利用の目的、それから7条で管理の方法が規定されていると、町会・自治会でのルールをこういう形で決めたらどうかということで作成をされております。

また、豊島区からも同じように連合会のほうの個人情報取扱規定ということですね。平成29年につくられたもので、同じように個人情報の取得ですとか利用目的、管理方法について定められたものを御提供いただいております。

一応、こんな形で全てはちょっとご紹介できていないんですけども、それぞれいろいろ

ろな取り組みがされてきているというところかと思えます。

せっかくですので、少し今触れさせていただいたところで、もしコメント等いただけるようであれば、最初の大田区の小原会長に少し、この個人情報保護関係で少しコメントをいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大田区 大田区の小原でございます。

今回、この法改正というのが実質的には28年に紹介され、というか報告され、全面施行が平成29年5月30日から施行されるということで、それまでの間に各自治会、団体が何をしなくちゃいけないのか、最初は実は全く暗中模索。そういう中でまずは、どのようなことをするかというハンドブックをつくるべきだろうということで、お手元にありますハンドブック、これを平成28年度の底力再生事業の東京都の助成金を利用して、このハンドブックを作成させていただきました。自治会・町会の手引ということで発行させていただいたんですが、これに基づきまして、29年度の、最終的には29年度の各団体・自治会の総会が、ほとんどが5月の半ばぐらいまでかかってしまうというところで、大田区の場合、217自治会・町会がありますので、その全部が果たしてそれぞれの規約が、この内容を織り込んで規約改正ができるかどうか。ご存知のように規約改正は総会の決議事項なんです。大体定期総会の中で行われればいいんですけど、もし定期総会で行われないとすると、臨時総会を立ち上げなければいけない、そういうさなかにありましたので、このハンドブックの作成を急いだと。

それから、それによって当然その中に必要とされます、個人情報取扱方法、これをやりまとめていかなければいけないと。お手元の5ページにちょっと記載させていただきましたけども、個人情報取扱方法、各単会でいう内規の要素になりますけれども、ハンドブックの4ページのところに規約、管理体制というところに規約の改正をしていく。従来の規約の中にこの文言は一切ありませんでした。これを規約の中に取り込むということで、ほとんど規約例にありますような、そのままの文言で規約の中に入れさせていただいて、総会の中でそれぞれ確認し、平成29年5月30日前の段階で何とか成立したという状況でございます。

さらにハンドブックの3ページの下の方を見ていただくと、入会申込書、必ず新規に移転されている方もいらっしゃるれば、新たにマンション等が建設されてそこで入会されるという方がいらっしゃるわけで、それに当たりまして入会申込書をつくるに当たって、従来この入会申込書には、下のところにちょっと波の下線を引いておりますけれども、個人

情報の取り扱い同意をお願いしたいということについての同意書をいただくということをご入会申込書にも入れさせていただいた。この3点が実は今回の、この施行するに当たってどうしても確立しておかなければいけないんじゃないかということで、これをまとめさせていただきました。

最終的に先ほど申し上げました、217 自治会・町会全部がこの規約改正ができたかどうか、これ実は一部ちょっとまだできていないところもあるというふう聞いております。区の事務局のほうでもこの5月が終わった段階で、今、7月に入りましたけど、ここで今、各単会の現時点での規約のコピーを収集して、これに基づきまして、いつの段階で規約が改正されたか、この辺を確認していきたいと、今、そういう作業をしているところです。

以上でございます。

○山本座長 どうもありがとうございます。

法改正に向けて準備をされたということで、なかなか御苦労されたのかなと思います。

続いて、先ほども御発言いただきましたけれども、豊島区の田中会長さん何か、コメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○豊島区 豊島区でございます。

私どもは荒川区、大田区みたいな立派な予算もないし、立派な冊子はできなかつたんですけれども、私どもの町会・連合会の名簿作成に当たりましては、表紙にですね、この名簿は会員相互の連絡、それから親睦を目的にした名簿を作成しますと。それ以外の目的には使用しないということをごまぜうたつてあるということからスタートいたしまして、いずれにしても手づくりの名簿でございます。町会・連合会の傘下にあります129町会でございますけれども、その各町会にもそのような指導を行っておるということでございます。

なお、作成に当たりまして、編集に当たりましては事務局長から補足、それから苦労等を含めて何かございましたら、お願いしたいと存じます。

事務局長、よろしく申し上げます。

○豊島区（事務局長） 紹介いただきました、豊島区事務局長の大戸でございます。

今、会長から話がございましたように、毎年ですね、こういった会員名簿というのをつくってございます。これは手づくりで私がコピーでつくっているものでございますけれども、毎年7月1日、約129町会ございまして、毎年10町会から15町会ぐらいから町会長さんが変わるということでございます。法改正がございまして、まず、町会連合会のほうで個人情報の規定をつくって見本を示そうということで先ほどお話がございました、こう

いった規定をつくったものでございます。

129 町ございまして、昨年7月1日施行ということでこの規定をつくったんですけれども、実際これに基づいて各町会が規定をつくったという話はまだ聞いてございませんけれども、ただ、話を聞いていますと、先ほどちょっと話がございましたように、名簿をつくってみようと思うんだけど、何十年前に1回つくったんだけど、それ以上更新がなかなかできないと。つくろうと思うんだけど、なかなか賛同も得られないというか、町会の中で個人情報保護法があるんで、なかなか難しいんじゃないかということになりまして、なかなかうまくいっていないということがございます。

ただ一応、見本になっているかどうかわかりませんが、範を示して、こういったものをつくったんで、各町会でも作成してということで今、周知しているところでございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。よろしく申し上げます。

○山本座長 どうもありがとうございます。

ちょっと進行がうまくなくて時間が押してきてしまっておりますけれども、荒川区の瀬口会長から少しコメントをいただけますでしょうか。

○荒川区 荒川の瀬口と申します。お世話になっております。

個人情報についてということですね、町会名簿を毎年つくっている町会がありますし、また昨今は個人情報の取り扱いに対しまして、町会員から名簿に住所や電話番号を記載しないでほしいという要望が特に多くなっております。町会では災害時や高齢者世帯を把握しておくことが重要なので、毎年ではなく、何年かごとに策定したいと思っています。

27年に個人情報保護法が改正され、5,000人以下の事業者でも適用を受けるようになったので、新宿区の手引を参考にしまして、荒川区もつくらせていただきました。個人情報の適正な管理ということを行ったために、思わぬトラブルに巻き込まれないようにするために手引を作成したわけでございます。町会役員で正しい管理方法を共有しておかなくてはならないと、そういうふう感じている次第でございます。

やはり、私ども町会の中でも、10年来町会名簿をつくっていないものですから、業者のほうが大変熱心に誘ってくれるんですけれども、その業者が例えばよその区の名簿を持ってきて、こういう名簿をどうですかというような誘いを受けているんですけれども、全然私どもはそういうことを感知しないでございますけれども、そんなことで、これからもそういうことを守って、荒川区は切磋琢磨して頑張っていきたいなと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

新宿区の連合会の取り組みを参考にされたということで、すごくいいきっかけになったかなというふうに思っております。それでは八王子の秋間会長、何かコメントいただければと思います。

○八王子市 八王子でございます。

八王子もいろいろ取り組みをしております、今現在ですね、増補版を作成しましたので、それまでの流れをちょっとお話しさせていただきます。私たち八王子市町会・自治会連合会は東京都の地域の底力発展事業助成を活用いたしまして、また八王子市にも御協力をいただき、平成23年3月に個人情報取扱を含む町会・自治会運営ハンドブックを作成し、全町会に配布をしております。

その平成29年1月には送付後の内容を補填する増補版を作成し、これも市内の町会・自治会全会に、全て送付しております。個人情報ですが、改正個人情報保護が平成29年5月30日に全面施行され、5,000人以下の事業者も法の適用を受けることになりまして、町会・自治会も例外ではないということでもあります。

町会・自治会運営ハンドブックの個人情報の取り扱いにつきましては、従前から法に沿った運用をしておりましたが、ここで市の法制所管課の御協力をいただき、法に基づくものに修正及び文言の整理を行い、増補版を個人情報の取り扱い、平成29年7月に新たに作成したものでございます。これも市内の全町会・自治会、未加入町会にも配布をしております。

町会自治会ハンドブックは、町会・自治会等新任町会長及び役員研修会において内容説明を行っております。

特に個人情報の取り扱いには、町会会員名簿の管理など、身近なものが大変多く、関心も高く、質問の多い事項となっております。まず、町自連では、個人情報保護方針を定めており、ホームページで公開しておりますが、個人情報の取得の本人同意と、目的外利用の禁止を徹底して図っております。

なお、町会・自治会におきましては、会員の個人情報の管理は不可欠であり、適切に管理されるよう、情報を提供しているところでございます。

以上です。

○山本座長 どうもありがとうございます。

丁寧に取り組みを御紹介いただきました。ありがとうございました。

本来であれば、ここで少し意見交換という時間をとらせていただくところなんですけど、ちょっと進行がうまくなくて時間がなくなってきておりますけれども、どうしても何か御発言したいという方がいらっしゃれば、お一人ほど発言を手短にいただければと思います。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

また、このテーマはこれからいろいろあると思いますので、この検討会で扱っていきたいと思いますので、その際にもこういう機会を設けさせていただこうかなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、一応意見交換はこの辺で終わりにさせていただいて、最後は会長にまとめというか御感想をちょっといただければ、何か。

○鈴木副座長 ただいま御指名いただきました、都町連の鈴木でございますが、ただいま、短い時間ではございましたけれども、皆さんの熱心な討議、そしてですね、皆さんも御承知かと思っておりますけれども、私も聞かせていただいて、つくづく思うのは、やはり今日、ここにおいでの方々は事務局も含めて、この個人情報に関する情報というのは、かなり正確に皆さん頭に入っていると思います。

ところがですね、この実施の段階で、各住民の間でどのくらいのことが理解されているかということにつきましては非常に難しいところがありまして、例えばこの個人情報の申込書、情報の提供をお願いしたときに、どのくらいの回収があるのか。そしてマンション等においては、私の単位町会においてすらも何世帯何人というのはわかるんですけども、個人情報に関してということで理解が得られなくて、戸数だけは言っていたけるんですが、名前、世帯の数なんていうのは、不明のところもございます。そういう形で、受けるほうの住民のほうの理解がどれだけ理解できているかなというのが、最大の我々の難点かと思ひまして、これからも皆さんの御努力によって正しい情報の収集、そして運用がなされればいなと思っておりますので、皆様方におかれましては、地域において特段の御協力をいただければ、東京都の活性化にもつながりますので、どうぞひとつよろしく願いできればいなというのが、私の感想でございます。

どうぞ一つ、今後ともよろしく願いいたします。

○山本座長 どうもありがとうございました。

大分時間を押ししてしまいましたが、本日の検討会での御議論といいましようか、資料等を参考にいただければ、非常に幸いだというふうに思っております。

それでは、本日の検討会をこれで終わりにしたいと思います。
どうもありがとうございました。

午後 14 時 26 分閉会